

農地を貸したい方へ

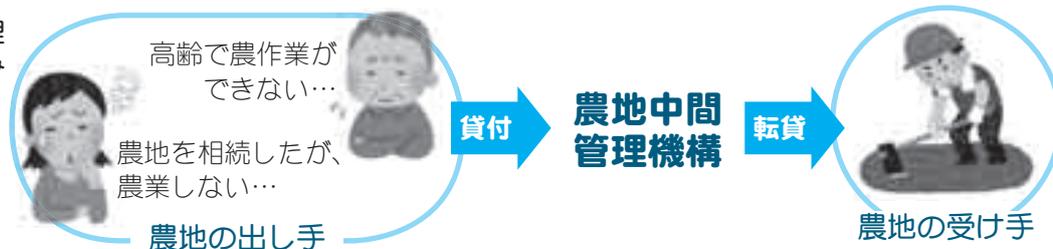
農地中間管理事業を活用しましょう!!

農地中間管理事業とは、公的機関の「農地中間管理機構」が農地の貸し借りを仲介する事業です。

●問い合わせ

- ・役場 農業振興課 内線344
- ・東浦営農センター ☎83-9881

農地中間管理事業の仕組み



農地中間管理事業のメリット

公的機関が間に入るので安心
契約期間終了後、土地は貸し手に返還
条件を満たせば協力金を交付

東浦町障害者手当を受けている皆さんへ

現在、手当を受けている方が、次のいずれかに該当する場合は、届出が必要となりますので、福祉課で手続きをしてください。

- ・名前、住所、振り込み先が変わった場合
- ・受給者が死亡した場合
- ・障害者入所施設、特別養護老人ホーム、養護者

人ホーム、軽費老人ホームに入所された場合
※届出が遅れると手当を返還していただくことがあります。

※施設に入所されていた方が退所された場合も届出が必要となります。

●問い合わせ 福祉課 内線121

児童扶養手当・特別障害者手当などの現況届

児童扶養手当、愛知県遺児手当、東浦町遺児手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、愛知県在宅重度障害者手当を受けている方は、現況届により前年の所得状況や生計関係などの審査を受ける必要があります。届出がないと、受給資格があっても手当を受けることができません。

現在、手当を受けていない方でも一定の条件を満たせば受けられる場合がありますので、問い合わせ先へお尋ねください。手当を受けている方には案内を送付しますので、必要書類などを問い合わせ先へ提出してください。

●受付期間・提出場所・問い合わせ

手 当	提出場所・問い合わせ	受付期間
児童扶養手当	児童課 内線144	8月1日(月) ～ 31日(水)
愛知県遺児手当		
東浦町遺児手当		
特別児童扶養手当	福祉課 内線121	8月12日(金) ～ 9月12日(月)
特別障害者手当		
障害児福祉手当		
愛知県在宅 重度障害者手当		

児童扶養手当の加算額の変更

8月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正され、児童扶養手当の第2子の加算額および第3子以降の加算額が変更されます。

- ・第2子の加算額 月額5千円→最大月額1万円
- ・第3子以降の加算額
月額3千円→最大月額6千円

※各家庭の所得に応じて加算額が決定

8月分から加算額が変更されますが、平成28年8月から同年11月分は、4か月分の児童扶養手当の支給月である平成28年12月に支払われます。

●問い合わせ 児童課 内線144